

「地下水等利用専用水道設置者への 指導等指針」改正案について

令和6年(2024年)9月2日(月)
第14次水道事業経営審議会 第7回

目次

01

本日の位置づけ

02

「地下水等利用専用水道設置者への
指導等指針」改正案

03

今後のスケジュール

目次

01

本日の位置づけ

02

「地下水等利用専用水道設置者への
指導等指針」改正案

03

今後のスケジュール

第2回会議
(2023.3.17)

地下水等利用専用水道の
概要説明・これまでの対応

第3回会議
(2023.8.30)

問題の整理
他市事例の紹介・目標設定

第5回会議
(2024.3.28)

対応策の検討状況
本市の考え方

第6回会議
(2024.6.17)

今後の取組

本日 第7回会議
(2024.9.2)

「指導等指針」の改正案

本日の内容

「地下水等利用専用水道設置者への指導等指針」改正案について

目次

01

本日の位置づけ

02

「地下水等利用専用水道設置者への
指導等指針」改正案

03

今後のスケジュール

追加対応策

地下水等利用専用水道設置者との協議の実施

01 既存の地下水等利用専用水道設置者（7者）

定期的に協議を実施する。

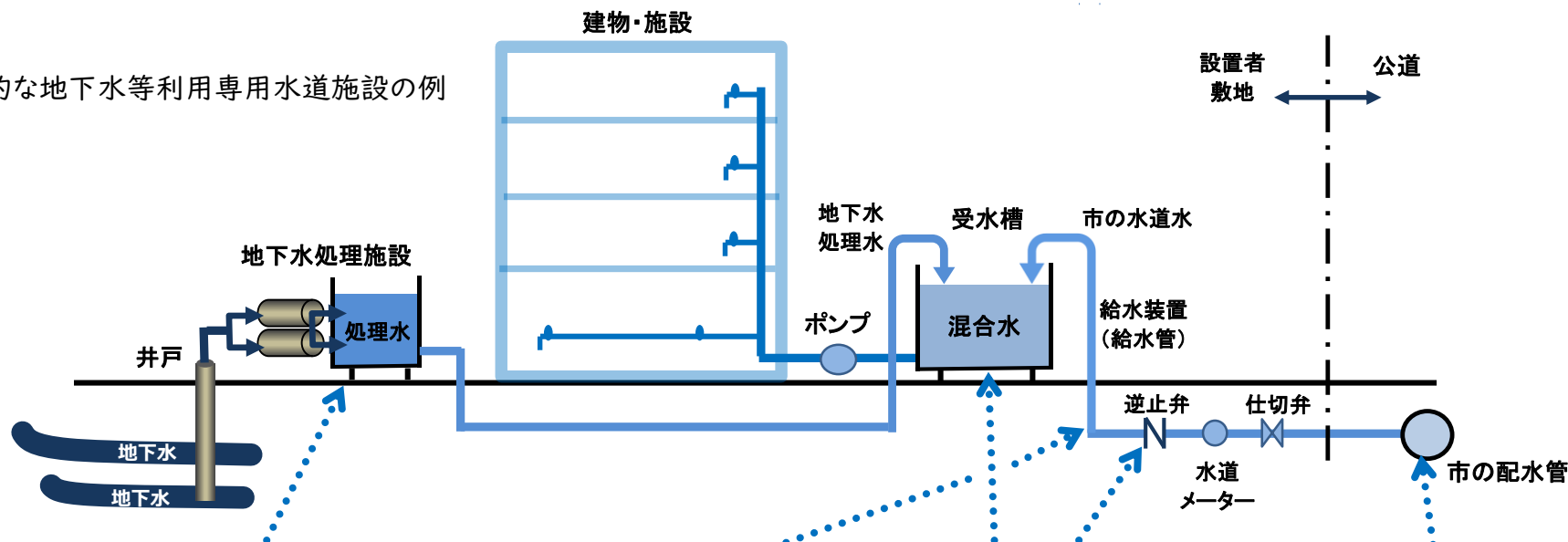
02 今後新たに地下水等利用専用水道の設置を検討する事業者

設置後も定期的に協議を実施する。

※吹田市水道条例第34条の2に基づく事前協議時において、
定期的に協議することを共有する。

「地下水等利用専用水道設置者への指導等指針」に
協議に係る文章を追記し、市ホームページにて公表

一般的な地下水等利用専用水道施設の例



設置者の実態把握

1 事前協議及び届出書の提出

地下水等利用専用水道設置時の事前協議及び届出、変更・廃止時の届出を義務付け

- 施設の概要
- 混合水の用途
- 市水と地下水等の使用割合などの確認

3 事前協議（様式1）
5 設置届出書（様式2）
6 変更・廃止届出書（様式3）

市水の水質悪化予防

2 市水の滞留防止対策の指導等

市水使用量を著しく減らすことで起こる、給水管内での市水の滞留を防止

- 適正な給水管口径
- 適正な使用水量などの助言・指導

3 市配水管への逆流防止対策の指導等

混合水や地下水等原水が市配水管に逆流することを防止

- 逆止弁の設置
- 受水槽流入管、越流管の仕様などの助言・指導

4 市水増量使用時の事前届出

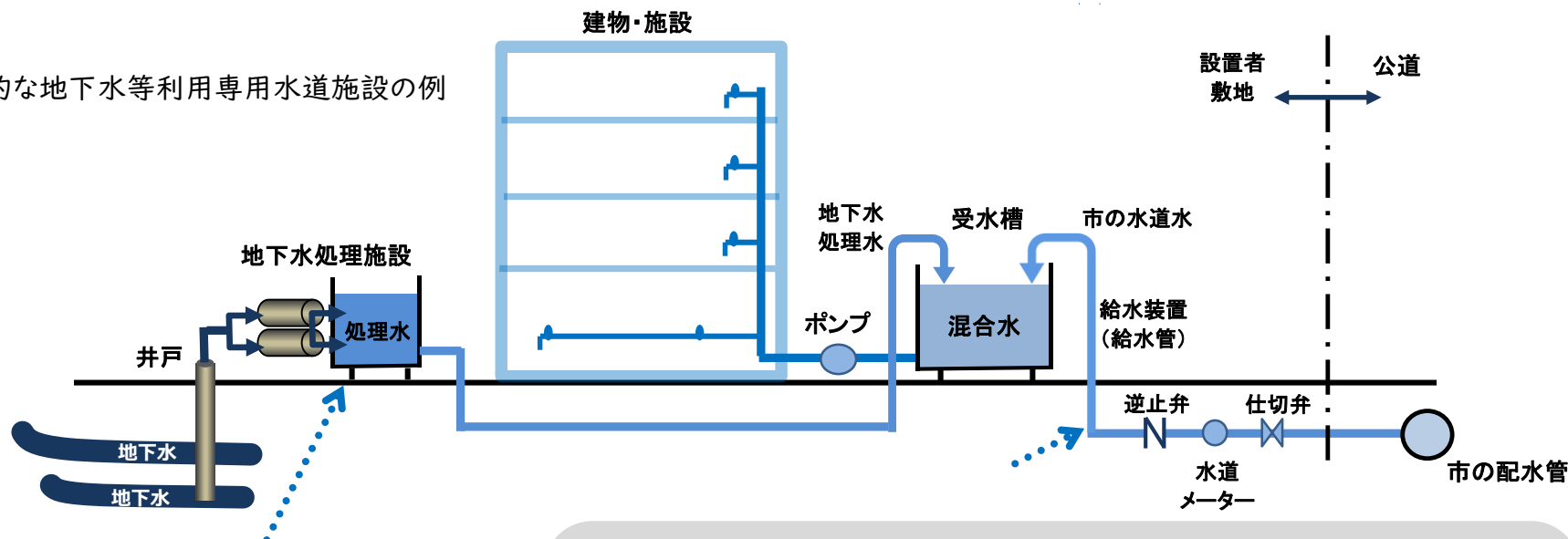
市水を著しく増量して使用することで起こる、他の使用者への給水障害（赤水・出水不良等）を防止

- 増量使用の理由
- 増加使用量、期間などの確認

4 指導等の内容

7 受水増量届出書（様式4）

一般的な地下水等利用専用水道施設の例



設置者の実態把握

1 事前協議及び届出書の提出

地下水等利用専用水道設置時の事前協議及び届出、変更・廃止時の届出を義務付け

- 施設の概要
- 混合水の用途
- 市水と地下水等の使用割合などの確認

- 3 事前協議(様式1)
- 5 設置届出書(様式2)
- 6 変更・廃止届出書(様式3)

現状

地下水等利用専用水道設置者が適正に行うことを前提としている

狙い

水道事業者として地下水等利用専用水道に係る管理の適正を確保するために、必要に応じて協議等を実施したい

■ 追記事項

8 協議等の実施

管理者は、条例第34条の3に規定する届出に関し、適正な把握に努めるとともに、管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、地下水等利用専用水道の設置者に対し、当該水道施設の管理、使用水量等について、協議等を実施することができる。

■ 協議内容



1 既存制度について

- 条例に基づく助言・指導の遵守について再確認

2 市水の使用状況について

- 届出水量と実使用水量について共有
- 市水道事業の健全性確保の観点から使用していただきたい市水量について説明

3 地下水処理設備に関する情報について

- 地下水処理設備に関する契約内容、費用、更新時期 などについて把握

4 災害時における地下水の有効活用について

- 市水道危機管理の取組について説明
- 災害時の地下水を活用した応急給水について意見交換

目的

- 行政指導における根拠の明確化
- 地下水等利用専用水道に係る管理の適正確保



01 水需要の把握

地下水の使用状況や今後の見通しについて情報交換することで水需要を把握し、市水道施設整備や投資額の検討に役立てる。

02 市水利用の促進

協議を通じて市水の増量を促進する。

03 災害時における地下水の有効活用

災害時における飲料水又は雑用水の提供等、応急給水における地下水の有効活用を目指す。

目次

01

本日の位置づけ

02

「地下水等利用専用水道設置者への
指導等指針」改正案

03

今後のスケジュール

3 今後のスケジュール

令和6(2024)年
11月～

地下水等利用専用水道設置者(7者)訪問
(「地下水等利用専用水道設置者への指導等指針」改正の趣旨について説明)



令和7(2025)年
1月～2月

市民意見募集(パブリックコメント)実施



令和7(2025)年
4月

「地下水等利用専用水道設置者への指導等指針」施行



令和7(2025)年
4月以降

地下水等利用専用水道設置者との協議を実施